

令和8年 富士見町 告示

第 32 号

富士見町諏訪圏域地域生活支援拠点等整備事業  
実施要綱をここに公布する。

令和8年3月3日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町諏訪圏域地域生活支援拠点等整備事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 77 条第 3 項及び第 4 項に基づき、障がい者の障がいの重度化、高齢化及び親亡き後に備え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を確保するために実施する地域生活支援拠点等整備事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 法第 4 条第 1 項に規定する障害者及び同条第 2 項に規定する障害児をいう。
- (2) 地域生活支援拠点 地域生活支援拠点等の整備促進について(平成 29 年 7 月 7 日障障発第 0707 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において示された、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型の体制をいう。
- (3) 諏訪圏域 岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村をいう。
- (4) 拠点事業 地域生活支援拠点の機能を満たすために実施する法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス、同条第 18 項に規定する相談支援、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援その他障がい者の地域生活を支援するサービス等をいう。
- (5) 拠点事業所 第 6 条第 3 項の規定により登録された事業所をいう。

(実施主体)

第 3 条 この事業の実施主体は、富士見町とする。ただし、町長は適切な運営が確保できると認められた社会福祉法人等に対し、事業の一部を委託することができる。

(事業内容)

第 4 条 この事業は、次に掲げる地域生活支援拠点の機能を満たすよう、複数の拠点事業所が分担して拠点事業を実施することにより、諏訪圏域を面的に支援する体制を確保するものとする。

- (1) 相談 基幹相談支援センター、委託相談支援事業及び特定相談支援事業と連携し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能

- (2) 緊急時の受入れ・対応 介護者の急病、障がい者の状態変化等の緊急時の受入れ及び医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
  - (3) 体験の機会・場の提供 地域移行支援、親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
  - (4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者、行動障がいを有する者及び高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
  - (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能
- (拠点事業所の要件)

第5条 拠点事業所は、別表に掲げる要件を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する事業者が運営する事業所とし、諏訪圏域を範囲として拠点事業を行う。

- (1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設
- (2) 法第30条第1項第2号に規定する基準該当事業所又は基準該当施設
- (3) 法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者又は法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者
- (4) 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者
- (5) その他町長が適当と認める事業者

(拠点事業所の登録)

第6条 拠点事業所としての登録を受けようとする事業所は、諏訪圏域地域生活支援拠点等事業所登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により、町長に申請しなければならない。

- 2 前項において、前条第1号から第4号までに該当する事業所は、地域生活支援拠点等の機能を担う旨を規定した運営規程の写し及びその他町長が必要と認める書類を申請書に添付しなければならない。
- 3 町長は、第1項の規定による申請を受けたときは、速やかに登録の可否を審査し、登録する場合においては、諏訪圏域地域生活支援拠点事業所登録決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)を申請者に交付し、登録しない場合においては、文書でその旨を申請者に通知するものとする。
- 4 町長は、前項の規定により決定通知書を交付したときは、諏訪圏域地域生活支援拠点登録事業所一覧(様式第3号)に必要事項を記載し、拠点事業所の登録状況を町のホームページ等で広く町民に周知するとともに、諏訪圏域における共有を図るものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、諏訪圏域の他市町村が本要綱の規定と同様の手続を経て登録した拠点事業所については、本町において登録の決定をされたものとみなす。

(変更等の届出)

第 7 条 拠点事業所は、前条第 1 項の規定に基づく申請書の記載事項に変更が生じた場合は、諏訪圏域地域生活支援拠点事業所変更届出書(様式第 4 号)により、当該変更のあった日から 10 日以内に町長に届け出なければならない。

2 拠点事業所は、拠点事業を廃止し、又は休止しようとするときは、諏訪圏域地域生活支援拠点事業所廃止・休止届出書(様式第 5 号)により、その廃止又は休止の日の 1 月前までに町長に届け出なければならない。

3 拠点事業所は、前項の規定により休止を届け出た拠点事業を再開したときは、諏訪圏域地域生活支援拠点事業所再開届出書(様式第 6 号)により、当該再開の日から 10 日以内に町長に届け出なければならない。

4 町長は、前 3 項の規定による届出を受けたときは、諏訪圏域における共有を図るものとする。

(地域生活支援拠点等機能強化加算)

第 8 条 地域生活支援拠点等機能強化加算(以下「機能強化加算」という。)を受けようとする拠点事業所は、諏訪圏域地域生活支援拠点等機能強化加算に係る届出(様式第 7 号)により、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに要件を満たしていることの審査を行い、要件を満たしている場合においては、諏訪圏域地域生活支援拠点等機能強化加算に係る通知書(様式第 8 号)を届出者に通知し、要件を満たしていない場合においては、文書でその旨を届出者に通知するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、諏訪圏域の他市町村が本要綱の規定と同様の手続を経て機能強化加算の決定を受けた拠点事業所については、本町において機能強化加算の決定をされたものとみなす。

(調査等)

第 9 条 町長は、拠点事業所に対して、拠点事業の運営状況に関する調査を実施し、又は報告を求めることができる。

(登録の取消し)

第 10 条 町長は、登録事業者が各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第 5 条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 不正又は虚偽の申請により登録を行ったことが判明したとき。

(3) 第 7 条第 2 項の規定により廃止又は休止の届出がされたとき。

(4) その他町長が登録事業者として不相当と認めるとき。

2 町長が、前項による取消しを行ったときは、当該事業者に対し諏訪圏域地域生活支援拠点事業所登録取消通知書(様式第 9 号)により通知する。

(諏訪圏域の連携)

第 11 条 町長は、この事業を円滑かつ効果的に行うため、諏訪圏域の連携を密にするよう努めるものとする。

2 町長は、諏訪圏域の他市町村とともに拠点事業の実施状況を定期的に評価し、地域生活支援拠点の強化に努めるものとする。

(遵守事項)

第 12 条 拠点事業所は、障がい者及びその家族の権利擁護に十分留意しなければならない。

2 この事業に従事する者又は従事した者は、正当な理由なく個人情報その他職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

#### 別表 (第 5 条関係)

| 【共通】                                     |                               |  |
|--|-------------------------------|--|
| ○当該サービスを 1 年以上継続して提供していること               |                               |  |
| ○関係機関等との連携調整に従事する者（連携担当者）を 1 名以上配置していること |                               |  |
| ○諏訪地域自立支援協議会に積極的に参加し、適切な連携が図られていること      |                               |  |
| ○基幹相談支援センターと連携を図っていること                   |                               |  |
| 【サービス種別ごとの要件として】                         |                               |  |
| サービス種別                                   | 機能                            | 要件   |
| 計画相談支援、障がい児相談支援                          | (1)相談<br>(5)地域の体制づくり          | 相談支援専門員を 2 名以上配置し、そのうち 1 名以上が常勤専従の者であり、かつ、常時の連絡体制を確保していること |
| 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護                    | (2)緊急時の受入・対応                  | 計画等に位置づいていない緊急の要請に対しても、速やかに相談に応じ、可能な範囲でサービス提供を行うこと         |
| 短期入所                                     | (2)緊急時の受入・対応                  | 緊急受入れ体制を確保し、新規の相談を含む緊急時の相談に積極的に応じ、受入れを行うこと                 |
| 施設入所支援                                   | (2)緊急時の受入・対応<br>(3)体験の機会・場の提供 | 地域移行支援の利用等、積極的に協力するとともに、緊急時の施設利用に係る相談に応じること                |

|   |                |   |
|---|----------------|---|
| 生活介護、自立訓練(機能・生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援(A・B型) | (2) 緊急時の受入・対応  | 障がいの特性に起因して生じた利用者の緊急事態に際して、夜間に必要な支援を行うこと  |
| 自立生活援助  | (2) 緊急時の受入・対応  | 常勤の従事者を1名以上配置して、常時の連絡体制を確保し、かつ、自立生活援助のサービスを提供した者が、直近3年以内に1名以上いること                       |
| 地域定着支援  | (2) 緊急時の受入・対応  | 常勤の従事者を1名以上配置し、かつ、現に1名以上の利用者にサービス提供を行っていること、新規利用者からの相談に対して積極的に応じるなど、地域におけるニーズに適切に対応すること |
| 地域移行支援  | (3) 体験の機会・場の提供 | 地域移行支援サービスを提供した利用者のうち、地域における生活に移行した者が、直近3年以内に1名以上いること                                   |

諏訪圏地域生活支援拠点事業所登録申請書

年 月 日

富士見町長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者職・氏名

諏訪圏地域生活支援拠点事業所の登録について、次のとおり申請します。  
地域生活支援拠点等に関連する加算の要件を満たす事業所として、以下のとおり届け出ます。

|                                 |  |   |
|---------------------------------|--|---|
| 事業所の名称                          |  |   |
| 事業所の所在地                         | 〒  |   |
| 事業所の電話番号                        |  |   |
| 事業所番号                           |  |   |
| 地域生活支援拠点等としての位置付け               | (1) 相談 (2) 緊急時 (3) 体験の機会 (4) 人材<br>(5) 地域づくり |   |
| 市町村及び地域生活支援拠点等との連携及び調整に従事する者の氏名 | 該当事者が複数名いる場合は、各々の氏名を記載すること。                  |   |
| 当該届出により算定する加算                   | 《緊急時対応加算 地域生活支援拠点等の場合》                       | 対象：訪問系サービス※、<br>重度障害者等包括支援（訪問系サービスのみ対象）     |
|                                 | 《緊急時支援加算 地域生活支援拠点等の場合》                       | 対象：自立生活援助、地域定着支援、<br>重度障害者等包括支援（自立生活援助のみ対象） |
|                                 | 《地域生活支援拠点等として短期入所を行った場合の加算》                  | 対象：短期入所、重度障害者等包括支援                          |
|                                 | 《緊急時受入加算》                                    | 対象：日中系サービス※                                 |
|                                 | 《障害福祉サービスの体験利用加算》                            | 対象：日中系サービス※                                 |
|                                 | 《体験利用支援加算・体験宿泊加算》                            | 対象：地域移行支援                                   |
|                                 | 《地域移行促進加算（Ⅱ）》                                | 対象：施設入所支援                                   |
| 《地域生活支援拠点等相談強化加算》               | 対象：計画相談支援、障害児相談支援                            |   |

添付書類：運営規程

運営規程は、当該事業所等が地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることが規定されているもの(規定の変更の手段中であるものを含む。)に限る。なお、事業所の運営規程が変更の手段中のものである場合は、当該変更の手段の完了後、速やかに変更後の運営規程を提出すること。

※地域生活支援拠点等機能強化加算については別に定める様式にて届出を行うこと。

※サービス名について

訪問系サービスとは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護をいう。

日中系サービスとは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援（養成含む）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労選択支援をいう。

諏訪圏域地域生活支援拠点事業所登録決定通知書

年 月 日

様

富士見町長

年 月 日付けで申請のありました諏訪圏域地域生活支援拠点事業所の登録について、以下のとおり決定しましたので通知します。

|                  |   |
|------------------|---|
| 事業所の名称           |   |
| 事業所所在地           |   |
| 事業所連絡先           |   |
| 地域生活支援拠点等として担う機能 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 緊急時対応加算</li><li>・ 緊急時支援加算</li><li>・ 地域生活支援拠点等として短期入所を行った場合の加算</li><li>・ 緊急時受入加算</li><li>・ 障害福祉サービスの体験利用加算</li><li>・ 体験利用支援加算・体験宿泊加算</li><li>・ 地域移行促進加算（Ⅱ）</li><li>・ 地域生活支援拠点等相談強化加算</li></ul> |
| 届出年月日            | 年 月 日   |
| 開始年月日            | 年 月 日   |

**諏訪圏域地域生活支援拠点等登録事業所一覧**

拠点コーディネーター

法人・事業所名 拠点コーディネーター氏名

拠点コーディネーター配置に関する整備

- ・ 指定特定相談・障害児相談支援事業所（機能強化）

法人・事業所名等

- ・ 指定一般相談支援事業所（地域移行支援）

法人・事業所名等

- ・ 指定一般相談支援事業所（地域定着支援）

法人・事業所名等

- ・ 指定自立生活援助事業所

法人・事業所名等

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所

- 緊急時の対応・受入

- ・ 短期入所事業所

法人・事業所名等

法人・事業所名等

- ・ 通所事業所

法人・事業所名等

法人・事業所名等

- ・ 居宅介護事業所

法人・事業所名等

法人・事業所名等

- ・ 指定特定相談支援事業所

法人・事業所名等

法人・事業所名等

- 体験利用・宿泊

法人・事業所名等

法人・事業所名等

諏訪圏域地域生活支援拠点事業所変更届出書

年 月 日

富士見町長 様

申請者 所在地  
名称  
代表者職・氏名

諏訪圏域地域生活支援拠点事業所の登録内容について、以下のとおり変更しましたので届け出ます。

| 項目                              | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|---------------------------------|-----|-----|-------|
| 事業所の名称                          |     |     |       |
| 事業所の所在地                         |     |     |       |
| 事業所の電話番号                        |     |     |       |
| 事業の種類                           |     |     |       |
| 地域生活支援拠点等としての位置付け               |     |     |       |
| 市町村及び地域生活支援拠点等との連携及び調整に従事する者の氏名 |     |     |       |

(備考)

- ・変更の合った項目について記載してください。
- ・変更の合った日から10日以内に届け出てください。
- ・地域生活支援拠点の加算内容等に変更があった場合は、変更後の運営規程の写しを添付してください。

諏訪圏域地域生活支援拠点事業所廃止・休止届出書

年 月 日

富士見町長 様

申請者 所在地  
名称  
代表者職・氏名

諏訪圏域地域生活支援拠点事業所の登録内容について、以下のとおり(廃止・休止)しましたので届け出ます。

|                  |       |
|------------------|-------|
| 廃止・休止年月日         | 年 月 日 |
| 再開予定日<br>(休止の場合) | 年 月 日 |
| 廃止・休止の理由         |       |

(備考)

・廃止・休止する日の1月前までに届け出てください。

諏訪圏域地域生活支援拠点事業所再開届出書

年 月 日

富士見町長 様

申請者 所在地  
名称  
代表者職・氏名

諏訪圏域地域生活支援拠点事業所の登録内容について、以下のとおり再開しますので届け出ます。

|       |       |
|-------|-------|
| 再開年月日 | 年 月 日 |
| 再開の理由 |       |

(備考)

- ・再開した日から10日以内に届け出てください。

諏訪圏域地域生活支援拠点等機能強化加算に係る届出

年 月 日

富士見町長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者職・氏名

|         |      |      |      |
|---------|------|------|------|
| 法人・事業所名 |      |      |      |
| 異動等区分   | 1 新規 | 2 変更 | 3 終了 |

① 事前に市と地域生活支援拠点等の機能について協議した日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

② 市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者  
(拠点コーディネーター) の配置状況

常勤で専ら当該地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務に従事する者

(1) 法人・事業所名: \_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_

(2) 法人・事業所名: \_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_

地域生活支援拠点等に属する常勤の拠点等コーディネーターの人数 = (Ⅰ) \_\_\_\_\_ 名

拠点コーディネーター数に応じた地域生活支援拠点等機能強化加算の月内算 = (Ⅱ) \_\_\_\_\_ 0 \_\_\_\_\_ 回  
((Ⅰ) × 100 = (Ⅱ))

算定回数(目安)の配分

③ 拠点機能強化サービスの構成

(1) 拠点機能強化サービスの構成形態

いずれかを選択  同一の事業所において一体的運営  相互に連携して運営

(2) 地域生活支援拠点等機能強化加算の算定件数上限の配分(目安)

| 該当する欄にチェック                    | 法人・事業所名 | 該当する障害福祉サービス等                          | 算定回数(目安)  |
|-------------------------------|---------|--|-----------|
|                               |         | 計画相談支援及び障害児相談支援<br>(機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)) | _____ 回   |
|                               |         | 自立生活援助                                 |           |
|                               |         | 地域移行支援                                 |           |
|                               |         | 地域定着支援                                 |           |
| 合計(月内算定上限)                    |         |  | (Ⅲ) _____ |
| 目安の合計が、月内算定上限内であるかの確認         |         | ((Ⅱ)-(Ⅲ))=(Ⅳ)                          | (Ⅳ) _____ |
| 月内算定上限内を超えている場合は「上限超え」と表示されます |         |  |           |

※ 記載欄が不足する場合は適宜欄を追加すること(別紙可)  
※ 配分件数(目安)に変更が生じる場合は、当様式を再提出すること

上記①～③を満たしており、拠点機能強化事業所として要件を満たしている  有  無

年 月 日

諏訪圏域地域生活支援拠点等機能強化加算に係る通知書

様

富士見町長

年 月 日付けで届出のありました事業所の登録について、以下のとおり決定しましたので、通知します。

|                  |   |
|------------------|---|
| 事業所の名称           |   |
| 事業所所在地           |   |
| 事業所連絡先           |   |
| 地域生活支援拠点等として担う機能 | 地域生活支援拠点等相談強化加算<br>① 計画相談支援及び障害児相談支援<br>（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ））<br>② 自立生活援助<br>③ 地域移行支援<br>④ 地域定着支援 |
| 届出年月日            | （新規 ・ 変更） 年 月 日   |
| 開始年月日            | 年 月 日   |

年 月 日

諏訪圏域地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書

様

富士見町長

年 月 日付けで届出のありました事業所の登録について、次の通り登録取消しましたので、富士見町諏訪圏域地域生活支援拠点等事業実施要綱第10条の規定により、通知いたします。

|                     |       |
|---------------------|-------|
| 事業所の名称              |       |
| 事業所所在地              |       |
| 事業所連絡先              |       |
| 地域生活支援拠点等として担っていた機能 |       |
| 登録取消年月日             | 年 月 日 |